

## 健康サポート薬局・薬剤師研修に関する基本的な方針

- 国の検討会においても議論されたように、将来（数年後）、会員各法人が企業内研修を行うことで対応するということを基本とする。
- 健康サポート薬局届け出制度が施行される本年度より企業ごとに研修を行うことは、①準備の期間も短い、②規模のメリットが発揮できにくい、③研修機関として確認を取るための負担が大きいことなどから、当面、保険薬局協会が主体となって各企業と協働で研修を準備し、実施する。
- 上記の趣旨から、協会が主体となって作成する研修プログラムや研修教材については、会員企業に対して公開し、将来企業が単独で研修を実施する場合には、無償で提供することを検討する。
- また、8月中までに構築する健康サポート薬局研修用 e-ラーニングシステムについても、会員企業の利用に供する。
- 上記研修システムには、国の定める研修事項に加え、会員各社などの有する有用な研修コンテンツをアップし、研修参加者が任意にこうしたコンテンツを利用し、健康サポート事業を進める薬剤師としての職業能力の一層の向上に努めることができるようとする。

- 研修修了の確認、修了者の記録登録・管理等事務が重要になることから、登録管理システムを構築し、協会においてその維持管理を図る。将来会員企業が単独で実施する研修修了者についても、本システムに登録を促す。
- 本年度については、短期間で効率的に研修を実施する。集合研修は、東京、兵庫、九州、愛知、広島、札幌ほかで実施する。今後とも開催実績や開催要望を踏まえ、各地において隨時実施できるよう努める。
- 研修参加費用は無料とし、健康サポート薬剤師会員登録費を参加企業ないし個人に求めることとする。当面、健康サポート薬剤師育成加速期間と位置づけ、会員企業に所属する薬剤師に係る会費を 6,000 円（6 年分）とする。非会員企業に所属する薬剤師に係る会費については 12,000 円とする。また、登録更新のための再研修費用についても同様とする。
- 研修修了者の氏名及び地域包括ケア研修都道府県名については、ホームページに掲載する。